

政令第四百八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三十二号中「第二十四号」を「第二十六号」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条中第三十一号を第三十三号とし、第二十四号から第三十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第二十三号中「第十六号」を「第十八号」に改め、同号を同条第二十五号とし、同条中第二十二号を第二十四号とし、第十一号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の二号を加える。

十一 支払基金電子処方箋管理業務（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号。以下「医療介護総合確保法」という。）第二十五条第一項に規定する支払基金電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）及び連合会電子処方箋管理業務（医療介護総合確保法第三十条に規定する連合会電子処方箋管理業務をいう。以下同じ。）に関すること。

十二 医療機関等情報化補助業務（医療介護総合確保法第二十五条第一項に規定する医療機関等情報化補助業務をいう。以下同じ。）に関する事（支払基金電子処方箋管理業務に関する事に限る。）。

第十六条中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 医療介護総合確保法第十二条の規定による保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供（以下「連結情報提供」という。）に関する事。

第三十九条の二中「並びに第二号及び第三号」を「及び第二号から第四号まで」に改め、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 医療機関等情報化補助業務に関する事（診療録に関する事に限る。）。

第五十条第四号中「前三号」を「前各号」に、「第六条第十六号から第三十二号まで」を「第六条第十八号から第三十四号まで」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 支払基金電子処方箋管理業務及び連合会電子処方箋管理業務に関する事。

四 医療機関等情報化補助業務に関すること（支払基金電子処方箋管理業務に限る。）。

第二百二十条第五号中「及び介護保険関係業務」を「支払基金電子処方箋管理業務、介護保険関係業務、医療機関等情報化補助業務及び連結情報提供に関すること」に、「他課」を「高齢者医療課及び医療課」に改める。

第二百二十一条第二号中「及び介護保険事業関係業務」を「連合会電子処方箋管理業務、介護保険事業関係業務及び連結情報提供に関すること」に改める。

第二百二十一条の三に次の一号を加える。

四 社会保険診療報酬支払基金の行う業務に関すること（医療機関等情報化補助業務に関すること（医政局及び医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。）に限る。）。

附則第二条を次のように改める。

第二条 当分の間、第六条第十二号中「第二十五条第一項」とあるのは、「第二十五条第一項（医療介護総合確保法附則第一条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

附則

この政令は、令和五年一月一日から施行する。